

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>（用品の請求及び交付） 第29条 各課長は、用品の交付を必要とするときは、<u>用品請求書</u>（様式第12号）又は自動車用燃料請求書（様式第13号）により市長の決裁を経て会計管理者等に請求しなければならない。 2 略 <u>様式第12号（第29条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>（用品の請求及び交付） 第29条 各課長は、用品の交付を必要とするときは、<u>用品請求（交付）書</u>（様式第12号）又は自動車用燃料請求書（様式第13号）により市長の決裁を経て会計管理者等に請求しなければならない。 2 略 <u>様式第12号（第29条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

用品請求書

命令者	財産管理課				(請求課)		
	課長	係長	係	課長	係長	係	
年度	会計		請求 番号	号	請求 年月日		
款		項		目			
品名	規格		単位	数量	単価	金額	
					円	円	
合計							
会計管理者	物品出納員	物品取扱者	摘要		交付年月日及び交付者	受領者	